

愛媛県教育委員会 7月定例会議事録

1 開会の日時及び場所

平成28年 7月20日（水）午後 3時00分

愛媛県庁 第一別館 教育委員室

2 出席者

教育長 井上 正 委員 関 啓三 委員 堺 雅子

委員 脇斗志也 委員 攝津眞澄 委員 丹下敬治

3 欠席委員

なし

4 会議に出席した公務員の職氏名

副教育長 大島修一

指導部長 吉田慎吾

教育総務課長 高橋正範

教職員厚生室長 越智秀明

生涯学習課長 上城戸裕子

文化財保護課長 佐川昌三

文化財保護課文化財専門監 谷若倫郎

保健体育課長 加藤哲也

義務教育課長 川崎 豊

高校教育課長 長井俊朗

人権教育課長 小黒裕二

特別支援教育課長 中村徹男

5 会議の概要

(1) 開 会（午後 3時00分）

（教育長） ただいまから、教育委員会 7月定例会を開会いたします。

傍聴人の皆様に申し上げます。傍聴人は、所定の席で、静粛に傍聴願います。また、携帯電話等は電源を切るなどしておいていただきますよう御協力をお願いいたします。

始めに、委員の皆さんに提案させていただきます。本日の議案のうち、議案第34号から議案第37号までの委員の任命 4件につきましては、いずれも人事案件であることから、審議を非公開としたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

（全委員） 異議なし。

（教育長） それでは、公開案件を審議することといたします。事務局が資料を配布しますので少々お待ちください。

(2) 6月定例会議事録の承認

（教育長） それでは、6月定例会議事録の承認についてお諮りをいたしますが、委員の皆様よろしいでしょうか。

（全委員） はい。

（教育長） 全員異議ございませんので、原案のとおり承認をされました。続きまして教育長報告に移ります。

(3) 教育長報告

○平成28年 6月定例会議質問及び答弁要旨について

（教育長） 平成28年 6月定例会議質問及び答弁要旨につきまして、副教育長から報告をお願いします。

(副教育長) 去る6月8日から同月21日にかけて、6月定例県議会が開催されましたので、その質疑の概要等につきまして御報告申し上げます。

まず、本会議の状況ですが、資料の2ページから8ページに記載しておりますとおり、教育委員会関係では7名の議員から12件の質問がございました。以下、主な質疑について御報告をさせていただきます。まず、資料の3ページになりますが、今治工業高校が文部科学省の「スーパー・プロフェッショナル・ハイスクール」に指定されたことを受け、同校ではどのような人材育成の取組を行うのかという質問がございました。答弁といたしましては、今治工業高校に新設された機械造船科は、造船業に夢を抱き、即戦力として求められる知識・技能と総合工学の視点を身に付けた専門的職業人の育成を目指しており、地元造船関連企業等で構成する「造船教育推進委員会」の協力を得て、現場技能を習得するための熟練技術者による実技指導、造船業界で働く卒業生との意見交換、海外勤務経験者とのグループワーク等を行うほか、省エネ船開発試験設備の見学や、大学との連携講座の開設等に取り組むこととしている、こうした学校と地域が一体となった、「地学地就」による人材育成は、産業教育を核とした地域振興のモデルになると考えており、他の職業高校への普及展開を行うなど、本県職業教育の更なる充実に努めたい、と教育長から答弁をいたしました。

また、その他の質疑として、2ページの台湾との関係強化を図るための高校生による野球交流の継続や、教育現場におけるICTの活用状況についての質問、4ページの生涯学習の推進や、学校給食や食育等を通じた食品ロスの削減のための啓発等の取組について質問がございました。

さらに、5ページから6ページ及び8ページの高校生の政治的活動等の届出制や、7ページの国宝・重要文化財の耐震対策を含めた保護、学校給食での地産地消を中心とした食文化継承の取組についても質問がございました。

次に、9ページから23ページに掲載しております、委員会の状況を御報告いたします。6月17日に開催された文教警察委員会におきましては、主な質疑といたしまして、今回の補正予算に計上しました学校給食地域食文化継承モデル事業については、日本食の基本である米飯給食の提供回数増加に努めてほしいとの御提案がありましたほか、スーパープロフェッショナルハイスクール推進事業の概要について質疑がございました。また、小・中学生の欠席状況、中学校の部活動への支援、教職員のメンタルヘルス対策と負担軽減の取組のほか、県内講師の配置状況、高校生の県内での就職状況と離職防止対策についても質疑がございました。

以上でございます。

(教育長) ただいまの報告につきまして、御意見・御質問等はございませんでしょうか。

(教育長) よろしいでしょうか。

(全委員) はい。

○国指定史跡の指定及び国登録有形文化財（建造物）の登録について
(教育長) 国指定史跡の指定及び国登録有形文化財（建造物）の登録について事務局から報告をお願いします。

(文化財専門監) 国指定史跡の指定及び国登録有形文化財（建造物）の登録について御報告いたします。

史跡指定は、去る6月17日に開催された国の文化審議会の審議を経て、「伊予遍路道」の一部として、宇和島市の「仏木寺道」と、西条市の「横峰寺道」を史跡指定するよう文部科学大臣に答申されました。

遍路道は、弘法大師・空海ゆかりの四国の霊場を巡拝する1,400キロメートルにも及ぶ道で、国は史跡の名称について、阿波・土佐・伊予・讃岐の旧国名を冠して、それぞれの遍路道と呼ぶこととしており、我が「伊予遍路道」は、総延長500キロメートル以上と四国一距離の長い道であります。

今回指定されたのは、古い道の状態をよくとどめている宇和島市の「仏木寺道」と、西条市の「横峰寺道」です。

「仏木寺道」は、第41番札所龍光寺から第42番札所仏木寺に至る道の一部で、龍光寺の西の尾根を横断して谷部を進む約450メートルで、道の傍らに遍路の墓があります。

「横峰寺道」は、今治市の第59番札所国分寺から西条市の第60番札所横峰寺に至る道のうち、山中にある湯浪休憩所付近から、妙之谷川をしばらく進み、急峻な尾根を蛇行しながら登った五丁石の付近までの約1,700メートルで、道の傍らには舟形や角柱形の丁石や遍路の墓があります。

これらの道はいずれも遺存状態が良好であり、伊予における遍路道の実態を考える上で重要であると評価されました。

次に、国登録有形文化財の登録ですが、松山市の「水口酒造店舗兼主屋」と、今治市の「今治ラヂウム温泉本館」が、先週末、開かれました国の文化審議会の審議を経て、国登録有形文化財に登録するよう文部科学大臣に答申されました。

「水口酒造店舗兼主屋」は、道後温泉の西方に所在し、通りに北面する木造2階建ての造り酒屋の店舗兼住宅です。1階は西側を土間とし、床上部の正面側に帳場を構え、2階には24畳半の大広間を備えています。小屋組は2階大広間が洋風のトラスのほかは和小屋であり、写真を御覧のとおり、柱と貫を現した外観が、歴史的な町並みの風情を形作っております。

また、「今治ラヂウム温泉本館」は、今治市役所から程近い市街地に所在する鉄筋コンクリート造りの銭湯ですが、残念ながら現在は休業しています。陸屋根に平面が五角形と六角形を重ねた塔屋を掲げ、背面に八角形ドームの男女浴室を並べる、実に特異な外観をしております。太平洋戦争の戦災を免れ、戦前から今治に残るランドマーク的な建物です。

今後、官報告示をもってそれぞれ正式に指定・登録され、本県の国指定史跡は15件、国登録有形文化財建造物は114件となります。

以上で報告を終わります。

(教育長) ただいまの報告につきまして、御意見・御質問等はございませんでしょうか。

(協委員) 遍路道が国の史跡指定をいただくに当たって、将来の世界遺産登録に向けての取組があると思いますが、ほかの県との進み具合はどのようなになっていますか。

(文化財専門監) 四県で協議会を設けて連絡を取りながら、様々な文化財としての保護方法を検討しております。本県の伊予遍路道は、遍路道1,400キロメートルのうちの513キロメートルと最長でありまして、さらに札所の数も26箇所と多くございます。そうした中で、教育委員会といたしましては、まず札所の景観や伽藍配置が江戸時代と変わらない良好な所、あるいは古道をよくとどめた遍路道が残る所を中心に、平成22年度から計画的に調査を進めておりまして、60番札所「横峰寺」、65番札所「三角寺」、41番札所「龍光寺」、そして43番札所「明石寺」などの学術調査や、指定のために必要な測量などを進めております。今回の指定で2.2キロメートルと短い距離しか、まだ保護できておりませんが、今後、計画的に取り組んで遍路文化を文化財として保護できるように努めてまいりたいと思っております。

遍路道は、徳島県が最初に阿波遍路道として国から史跡指定を受けまして、現在11.4キロメートル、続きまして、讃岐遍路道が3キロメートル、今回の伊予遍路道と同時に土佐遍路道も1.6キロメートルが国から史跡指定を受け、全部で18.2キロメートルが史跡として保護されている状況です。

(教育長) よろしいでしょうか。

(全委員) はい。

○平成28年度愛媛県立高等学校入学者選抜の結果概要について

(教育長) 平成28年度愛媛県立高等学校入学者選抜の結果概要について、事務局から報告をお願いします。

(高校教育課長) 平成28年度愛媛県立高等学校入学者選抜の結果概要について御説明いたします。資料を御覧ください。本年度の入学者選抜はⅠの1の期日のおり実施し、志願者・合格者等の状況は、2のおりとなっております。

これから御説明申し上げます結果概要は、平成28年3月9日、10日に実施した全日制課程の学力検査を受けた7,600人を対象に分析を行ったものであります。

御手元の学力検査結果概要の1ページを御覧ください。全体的考察の「2 成績概評」にありますように、各教科の平均点は、いずれも5～6割程度の数値となっており、どの教科も基礎的・基本的事項の定着がみ

られるなど、中学校における日頃の学習活動の成果をうかがうことができませんでした。

2 ページをお開きください。「4 成績概況」の(1)全受検者の平均点を御覧ください。5 教科合計の平均点は、250点満点中の53.4%に当たる133.6点であり、過去10年間で4 番目に低い結果となっております。

(2)の各教科別得点相対度数分布については、3 ページ～5 ページにグラフで示しています。

また、6 ページ以降には、各教科の考察を示しております。

この学力検査の結果概要につきましては、各県立高等学校及び公立中学校にお知らせする予定です。公表のねらいは、中学校・高等学校関係者に対し、生徒の学習状況を適切に評価し、自ら取り組もうとする意欲の向上に生かすとともに、指導の工夫・改善に役立てていただくこと、学力検査結果を的確に分析し、生徒一人一人の個性を生かし、その能力を十分に伸ばすことができるよう、個に応じた指導の充実を図ることに役立てていただくことにあります。

今後、この学力検査の結果を踏まえて、中学校と高等学校において、生徒の確かな学力のより一層の定着と向上を目指すとともに、自ら課題を見だし、その解決に取り組む力を育成するよう指導してまいりたいと考えております。

(教育長) ただいまの報告につきまして、御意見・御質問等はございませんでしょうか。

(丹下委員) 学力検査の各教科の平均点が過去10年間で4 番目に低いということでしたけれども、各教科の目標点は6 割ぐらいを目指してほしいと思います。英語の得点の分布図を見ると、以前からそうなのですが、ふたこぶラクダ状になっております。低い成績の子どもたちが英語に苦手意識を持っているのではないかと思うので、そこの底上げを今後ともしっかりやってほしいと思います。

(高校教育課長) 平均点は、ずっと6 割程度を目標にやってきているところでございます。記述式の問題に関しては、平均点が下がる傾向が昔からあるのですが、今回も記述式の論理的思考力をみる問題は正答率が低かったことが、平均点が少し低かった理由であると考えております。

御指摘のあった英語でございますが、得点相対度数分布図の各階級の割合がほぼ同程度でございまして、二極化というより、台形状に各度数のところに生徒が分布していると考えております。

中学校から本格的な英語の学習が始まるわけですが、中学校までに学習が進んでいる者がいる一方で、最初の段階で学習への抵抗感ができて、基礎的な単語や文法など、基本的な内容が定着していない生徒もいるのではないかと考えております。

今後、高校においては、生徒の習熟度の差が広がらないように、義務教育段階での学習内容を含めて、基礎的、基本的なことの定着に努める

とともに、「聞く・読む・話す・書く」の4技能をバランスよく身に付けていく必要があると考えております。

昨日のALTとの意見交換会においても、ALTからの提言で、スピーキングと大学入試に求められる英語の学習の乖離ということが出ております。大学入試の制度自体も改革する動きが出てきていることも踏まえて、指導の改善に取り組んでまいりたいと思っております。

「好きこそ物の上手なれ」という言葉がありますが、例えばサッカーが好きな子であれば、サッカーの英字新聞の記事を読むとか、身近なところの取っ掛かりを大事にして、学習への興味・関心を高めていくことが一番大事だと考えております。

また、義務教育段階については、後で義務教育課長からお話があると思いますが、バランスよく指導していただいていると思います。学力検査の結果についての情報は絶えず共有して、バランスのいい指導を継続するというところで、了解を得ているところでございます。

(義務教育課長) 小中高と連携して、英語の指導を充実させていくことは、非常に大切なことだと考えております。

平成23年度から義務教育課では英語コミュニケーション能力育成事業を実施しております。当初は小中のみが連携していましたが、平成25年度から小中高が連携し、研究をしております。今年度の実施予定は、核となる中学校として美川中学校、小田中学校、伊方中学校、松野中学校、宇和中中学校を指定し、その近隣の小学校、高等学校と連携しています。美川中学校は上浮穴高校、小田中学校は小田高校、伊方中学校は八幡浜高校、松野中学校は北宇和高校、宇和中中学校は宇和高校が連携をして、教員の資質・能力を高めることとしています。今後とも、義務教育課と高校教育課が連携をしながら子どもの英語力向上に努めてまいりたいと思います。

(堺委員) 小学校の外国語学習が始まって、成果が出るのは、まだ先だと思うのですが、先ほど高校教育課長さんの方から「好きこそ物の上手なれ」という言葉が出ましたけれども、そういうことも加味して、これから期待してもいいのでしょうか。

(義務教育課長) 国におきましては、小学校の英語の教科化等、いろいろなことが検討されておりますが、今、第二期教育振興基本計画では、英検準1級相当を取得している中学校の英語の教員の割合50%を目標としております。残念ながら本県はそれに達しておりません。

英語教員の資質の向上という意味で、英検準1級相当を取れるように、昨年度から開催している「英語力向上講座」を、昨年度は3日間でしたが、今年度は5日間実施をし、加えて準1級相当を受検する際に、公立学校共済組合から2千円の補助を受けて、スキルアップを進めているところでございます。

また、以前の教育委員会でも御報告いたしましたように、今年、採用

試験の加点制度の中で、新たに準1級相当の者についても20点加点することとしており、現在、申請段階ではございますが、小・中・県立学校合わせて22名の者が申請しております。英語力の高い教員の育成と採用等で子どもたちの英語力をアップしていき、期待に応えられるよう努めてまいります。

(攝津委員) 愛媛新聞のALTとの意見交換会の記事を読みましたが、大学の入試に必要な英語力と、コミュニケーションのための英語力には教え方に差があると思います。社会に出て英語を使うためには、コミュニケーションのための英語力が必要になります。いくら文字で書くことができても、実際に外国の方とのコミュニケーションができなければ、何を習ったのかということになります。

また、英語も小学校の高学年から中学年、低学年に教育がずれ込んでいるので、身近なところから、また、小さい頃から英語に慣れ親しむ環境が必要なのかなと思いました。

ALTの先生方から、クラブ活動など授業以外で生徒と接する機会を増やしてほしいという意見がありました。ALTの先生と授業の中で話すのはもちろんですが、コミュニケーションとして普段の会話を楽しむことも、生徒にとって大切なことではないかと思うので、そういう時間を少しでも増やした方がいいのかなと思います。

(高校教育課長) ネイティブと多感な時期に交わるというのは、非常に重要なことです。一度だけの授業でそういうことを経験するのではなく、日常の中で触れ合っていくということが非常に大切なことだと思います。予算的な裏付けもいることですから、一朝一夕にはまいりませんが、少しでもそういう環境が整えられるように、ALTに関しても努力をしてまいりたいと思います。

また、教員とのコミュニケーションを良好にし、よりALTが力を発揮できるような教員等の研修等も考えてまいりたいと思っております。

(義務教育課長) 小中学校におきまして、ALTは現在98名、JETプログラムが87名、市の直接雇用、委託が11名となっております。小学校等の訪問回数が昨年度、1学級当たり小学校で年21回、中学校で年28回、ALTが訪問しております。小学校高学年では、外国語活動が実施されておりますが、本県の小学生は、全国学力・学習状況調査の質問紙で、英語学習の好きな児童の割合は全国2位となっております。これを中学校で潰さないように、先ほど御指摘いただいたようにコミュニケーション能力を伸ばして力を付けていく教育活動を高校と十分連携をして、更に伸びるよう努めてまいります。

(高校教育課長) 付け加えますと、県立高校のALTは13名でございます。一人が複数の学校に行かざるを得ない状況ですので、少しでも増員ができないかと考えているところです。

それから、文科省では、大学入試の形態をライティングとリーディング

グに偏った従来の形から変えるとずっと言うております。4技能の力をみる形にシフトしていくということでございます。リスニングが、センター試験に入ってきているわけですが、大学に入る目的、手段としての英語から、一生、自分が豊かに、仕事に活かしていくためのツールへと、どんどんスタンスを変えていく時代が来ていると思います。

テロの問題等があって、何かと内向きになりやすい時代ですが、それを越えて世界に貢献できる、地域に貢献できるような人材を育成していくことが非常に重要だと考えておりますので、是非、英語教育にも力を入れて行きたいと思っております。しかし、母国語に対するアイデンティティや、母国語を理解していない者が流ちょうな英語をしゃべっても、外交や商談は成立しない、やはり最後には、母国語に対する理解と人間性が必要だということも付け加えさせていただきます。

(関委員) 得点相対度数分布図を見るとやはりこれは問題だと思っておりますので、一生懸命そういう教育にしようとしても、やはり興味を持ってくれないとなかなかそれが結果的に結び付かないということになります。

私もボーイスカウト等で関係しているのですが、子どもたちにホームステイなどの機会であう外国の人と接触させることで、非常に英語に対する興味を持つ、学ばなければいけない、という動機づけというのがあります。留学生の人もおられるので、ある程度、年代の近い人とそういう機会を作って、コミュニケーションを取ろうとする等の、英語に対して学ぼうとする動機づけという機会を、何かの形で、是非とっていただいたら、学校の成績分布もまた、変わってくると思います。

これも息の長い活動になると思いますけれども、そういう動機づけを是非、やっていただけたらなと思います。

(高校教育課長) 現在でも短期の留学など、補助等はしています。昨日も、次世代リーダー養成塾の事務局長が海外留学、またはホームステイの受け入れの要請をしておりました。

400名を日本から送り出し、300名を海外から受け入れる予定で、1年間の長期にわたるものですが、今、社会的に活躍している人の中にもこの制度を利用している人が非常に多いとおっしゃっていました。少しずつそういう生徒を増やして行って、草の根の運動がやがて花開くように努めてまいりたいと思います。

(教育長) 委員さんがおっしゃられるように、動機づけというのは私も一番大事だと思います。勉強する目的というのはいろいろあるのかもしれませんが、やっぱり興味を持ってやるというのは非常に大事なことになります。この間、雑誌を見ていたら、映画の名ゼリフ、名場面のところを見せて、これを日本語にうまく訳すにはどうやったらいいかということ子どもに投げ掛けると、子どもたちが非常に一生懸命、名ゼリフをうまく自分なりに訳そうとするという記事がありました。そういった、いろいろな題材を利用しながら、動機づけしていくというのは

非常に大事だと思っておりますので、その辺りを小・中・高といろいろな可能性に取り組んでいただけたらと思っております。

(丹下委員) 答弁はいりません。全国学力・学習状況調査をやっておりますけれども、たしか平成31年から英語が入ってくると思っております。

今、高校教育課長がおっしゃったように、「聞く・読む・話す・書く」の4技能を高める必要があるということと、教員の指導力を高めるという話がありましたけれども、来年、入ってくる中学校1年生が3年生の時の調査になると思うので、それを見据えてしっかり指導してほしいと思っております。

(堺委員) 先ほど留学の問題が出ましたけれども、1年間留学した時の単位というのは、県立学校で認められてないのでしょうか。学年は据え置きですか。

(高校教育課長) 休学により留学をする場合は、留学が終了した時点で当該学年に復学することになります。

また、校長が留学を教育上適切であると認める場合は、留学制度により留学をすることができます。この場合は、外国の高等学校における履修を高等学校における履修とみなし、36単位を超えない範囲で単位の修得を認定することができますので、3年間で高校を卒業することができます。

(教育長) よろしいでしょうか。

(全委員) はい。

○検定中教科書の閲覧に関する文書一切に係る公文書公開決定に対する審査請求について

(教育長) 検定中教科書の閲覧に関する文書一切に係る公文書公開決定に対する審査請求について、事務局から報告をお願いします。

(義務教育課長) 検定中教科書の閲覧に係る公文書公開決定（部分公開）に対する審査請求について、御報告いたします。

この審査請求は、平成28年7月1日付けで審査請求人1名からなされたものでございます。

審査請求に至る経緯としては、審査請求人から4月1日になされた公文書公開請求に対し、「個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる。又は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお、個人の権利利益を害するおそれがあるため」として、4月13日に教育長が行った公文書の一部を公開する決定を不服とするものでございます。

愛媛県情報公開条例に基づく公開決定等に対する審査請求は、行政不服審査法に基づくものであり、今後、同法に基づいて教育委員会が審査庁として処理することとなりますが、まずは、同条例に基づき、愛媛県情報公開・個人情報保護審査会に諮問した後、同審査会での調査審議を経て答申を受け、その答申を踏まえ、教育委員会が裁決を行うこととな

ります。

(教育長) ただいまの報告につきまして、御意見・御質問等はございませんでしょうか。

(教育長) よろしいでしょうか。

(全委員) はい。

○高校生の政治活動に係る公文書非公開決定に対する審査請求について

(教育長) 高校生の政治活動に係る公文書非公開決定に対する審査請求について、事務局から報告をお願いします。

(高校教育課長) 高校生の政治活動に係る公文書非公開決定に対する審査請求について、御報告いたします。

この審査請求は、平成28年5月31日付けで審査請求人1名からなされたものであります。

審査請求に至る経緯としては、審査請求人から同年3月18日になされた公文書公開請求に対し、文書不存在であるため、3月31日に教育長が行った非公開決定を不服とし、これに対して5月31日に審査請求されたものであります。

愛媛県情報公開条例に基づく公開決定等に対する不服申立ては、行政不服審査法に基づくものであり、今後、同法に基づいて教育委員会が審査庁として処理することとなっており、まずは、同条例に基づき、愛媛県情報公開・個人情報保護審査会に諮問した後、同審査会からの答申を踏まえ、教育委員会において裁決を行うということとなります。

以上で、報告を終わります。

(教育長) ただいまの報告につきまして、御意見・御質問等はございませんでしょうか。

(教育長) よろしいでしょうか。

(全委員) はい。

(教育長) それでは教育長報告につきましては、以上で終了いたします。

(教育長) 続きまして議案審議に移ります。

(4) 議 事

議案審議

○議案第33号 平成28年度全国学力・学習状況調査の結果公表について

(教育長) 議案第33号平成28年度全国学力・学習状況調査の結果公表について、事務局から説明をお願いいたします。

(義務教育課長) 平成28年度全国学力・学習状況調査結果の公表につきましては、5月の教育委員協議会で御検討いただいたとおり、三つの公表内容を県教育委員会のホームページで公表したいと考えております。

3ページの資料①を御覧ください。これは、同意した各市町と県立中等教育学校の平均正答率について、数値及び全国との差を表したものでございます。国語、算数・数学の状況、2教科の総合となっております。昨年度は理科がございましたので、3教科でしたが、今年度は2教科で

す。

4ページ及び5ページの資料②を御覧ください。上段は、小学校の平均正答率を全国と比較したグラフでございます。

中段は、学習や生活の状況を全国と比較したグラフでございます。下段は、子どもたちの学習・生活の改善策をまとめたものでございます。中学校につきましても5ページの資料②にありますように、同じ形式で掲載したいと考えております。

6ページの資料③を御覧ください。これは、県内全ての小中学校の正答率の分布を示したグラフでございます。三つの公表資料につきましても、昨年度までと同様でございます。

なお、公表につきましては、現在、県内全市町教育委員会を対象に実施している意向調査を取りまとめた上で、8月下旬に予定されている国の結果公表に合わせて準備を進めてまいりたいと考えております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

(教育長) ただいまの説明につきまして、御意見・御質問等はございませんでしょうか。

(全委員) 異議なし。

(教育長) 全員異議ございませんので、議案第33号平成28年度全国学力・学習状況調査の結果公表については、原案のとおり可決決定をいたしました。

(教育長) ここからは、非公開案件の審議に入りますので、傍聴人の皆様は退席をお願いします。

○議案第34号 愛媛県総合科学博物館協議会委員の任命について

(教育長) 議案説明を求める。

(生涯学習課長) 愛媛県総合科学博物館協議会委員の任期満了に伴い、任命する旨説明する。

(教育長) 意見を求める。

(教育長) 原案について諮る。

(全委員) 異議ない旨答える。

(教育長) 原案のとおり可決決定する旨宣する。

○議案第35号 愛媛県歴史文化博物館協議会委員の任命について

(教育長) 議案説明を求める。

(生涯学習課長) 愛媛県歴史文化博物館協議会委員の任期満了に伴い、任命する旨説明する。

(教育長) 意見を求める。

(教育長) 原案について諮る。

(全委員) 異議ない旨答える。

(教育長) 原案のとおり可決決定する旨宣する。

○議案第36号 愛媛県立図書館協議会委員の任命について

(教育長) 議案説明を求める。

(生涯学習課長) 愛媛県立図書館協議会委員である愛媛県教育研究協議会学校図書館委員長の交代に伴い、その後任の委員を図書館法第15条の規定により任命する旨説明する。

(教育長) 意見を求める。

(教育長) 原案について諮る。

(全委員) 異議ない旨答える。

(教育長) 原案のとおり可決決定する旨宣する。

○議案第37号 愛媛県美術館協議会委員の任命について

(教育長) 議案説明を求める。

(文化財保護課長) 愛媛県美術館協議会委員の任期満了に伴い、博物館法第21条の規定により任命する旨説明する。

(教育長) 意見を求める。

(教育長) 原案について諮る。

(全委員) 異議ない旨答える。

(教育長) 原案のとおり可決決定する旨宣する。

(教育長) 非公開案件終了のため会議を公開する旨宣する。

(5) 閉 会 (午後3時46分)

(教育長) 以上で、本日の審議事項を全て終了いたしましたので、教育委員会7月定例会を閉会いたします。